-平成25年度版-

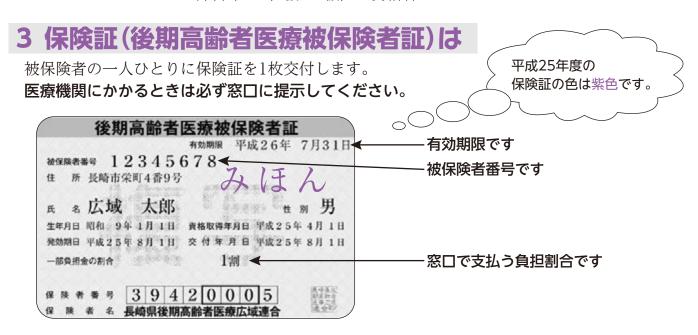
後期高給者医療制度特集号

1 後期高齢者医療制度の運営は

少子高齢化が進んでいる中、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるために、平成20年4月からこの制度がスタートしました。長崎県内の市町で構成する**長崎県後期高齢者医療広域連合**(以下、"広域連合"という。)が保険者として運営にあたり、保険料の決定、医療費の支給などを行います。一方、長崎市は、被保険者資格の取得・喪失や医療給付等の受付事務及び保険料の徴収などを行います。

2 対象者(被保険者)は

- ●75歳以上のかた
 - ※75歳になるかたは75歳の誕生日当日から被保険者となります。手続きの必要はありません。
- ●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかた(加入希望者のみ) ※対象となるかた … 身体障害者手帳(1級~3級、4級の一部)、療育手帳(A1、A2)、又は、 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者、若しくは国民年金の 障害年金(1級、2級)の受給者



■ 保険証の切り替えについて

毎年8月に保険証の切り替えを行います。

(現在の保険証の有効期限は平成25年7月31日までとなっています。)

平成25年度の新しい保険証は郵送にて7月下旬に交付します。

なお、有効期限が切れた保険証は破棄していただくか、後期高齢者医療室または支所・行政センターにお返しください。

※新たに75歳(被保険者)になるかたには、誕生日の前月末までに保険証を郵送にて交付します。

4 医療を受けるときの自己負担は

(ア) 自己負担割合

医療機関にかかったときに病院などの窓口で支払う額の負担割合です。毎年8月に同じ世帯内の全被保険者の前年の所得に対する「住民税の課税標準額」に応じて、この負担割合を見直します。

ー 般 の か た	現役並み所得者 (課税標準額が145万円以上あるかた)※
1 割	3 割

[※]同じ世帯内の全被保険者のうち、住民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいる場合、「現役並み 所得者」の3割として判定されます。

ただし、3割と判定されても、収入が法令で定める下記の基準に該当する場合、「基準収入額適用申請書」を申請することにより、負担割合の再判定を行います。

■ 収入による再判定基準(自己負担割合が1割に戻る基準)

- ① 世帯内に被保険者が1人の場合は収入が383万円未満。2人以上の場合、合計520万 円未満の場合。
- ② 世帯内に被保険者が1人で収入が383万円以上のかたで、かつ、同じ世帯内の70歳~74歳のかた全員の収入を合わせると520万円未満となる場合。
- ⇒ ①か②に該当する場合は、原則**申請をした月の翌月から自己負担割合が1割**となります。

(イ) 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担額が高額になった場合には、一定の限度額を超えた分が高額療養費として支給 されます。限度額は下表のとおりです。一度申請すると、次回から自動的に診療月の約3ヶ月後に 登録した口座へ振込まれます。

また、医療費が高額となった世帯内に後期高齢者医療被保険者である介護保険被保険者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。(高額介護合算療養費という。)

[自己負担限度額(保険適用の医療分)]

σ Δ	高額图	· 療自己負担限度額	高額医療・介護合算制度 における自己負担限度額		
区分	外来(個人ごと) 月 額	外来+入院(世帯単位) 月 額	年額(8月~翌年7月)		
① 現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※ (44,400円)	67万円		
② 一般のかた	12,000円	44,400円	56万円		
③ 住民税非課税の世帯に属する かた(低所得II)(④以外)	8 000III	24,600円	31万円		
④ ③のうち年金受給額80万円以 下等のかた(低所得 I (老福))	8,000円	15,000円	19万円		

^{※ ()} 内の金額は、過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

◎75歳になり、この医療制度に加入した月は、被保険者の自己負担限度額が、それまで加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額の2分の1となります。(月の初日に75歳になられたかたは除きます。)

(ウ) 限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合、申請することにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

受診(外来・入院)時に医療機関に**認定証**を提示すると… 窓口での支払いが2頁表「自己負担限度額(保険適用の医療分)」 の自己負担限度額までになり、**入院したときの食事代も**

下表の標準負担額が自己負担となります。

また、療養病床に入院したときは、食費(1食あたり)と 居住費(1日あたり)の標準負担額が自己負担となります。





- ※軽減を受けるためには、**受診される前に**「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。
- ※現在すでに交付を受け、8月の更新時に次年度も引き続き交付対象となっているかたには、保険証と 同時に認定証を郵送により交付します。(申請の必要はありません。)

「入院時食事代の標準負担額」(食費:1食あたり、居住費:1日あたり)

区 分			一般病床	療	養病床	
① 現役並み所得者	食	費	260円	食 費	460円※1	
② 一般のかた	艮	其	2001	居住費	3 2 0円	
③ 住民税非課税世帯に属するかた (④⑤以外)(低所得II)	食	費	210円 (入院90日まで) 160円 (入院90日超) ※2	食費 居住費	210円 320円	
④ ③のうち年金受給額80万円以下 等のかた(⑤以外)(低所得 I)	食	費	1000	食費 居住費	130円 320円	
⑤ ③のうち老齢福祉年金を受給しているかた(低所得 I (老福))	艮	其	100円	食費 居住費	100円	

- ※1) 一部医療機関では420円の場合もあります。
- ※2)低所得 II (区分 II)の認定証をお持ちのかたで、その交付を受けている期間に入院日数が90日を超えた場合、別途申請により申請日から更に食事代が減額されます。

(エ) 特定疾病療養受療証について

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病(※3)の場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示することで特定疾病に対する毎月の**自己負担額が10,000円まで**となります。該当されるかたは申請してください。

(※3) 先天性血液凝固因子障害(血友病)の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V 感染症

5 保険料

被保険者一人ひとりにかかります。**平成25年度の保険料の決定通知及び納入通知書については7月中旬に郵送します**。

保険料 = 均等割額+所得割額

(年額※最高55万円)

44,600円

(前年の総所得-33万円)×8.23%

- 均等割額は、全ての被保険者にかかります。
- 所得割額は、各被保険者の所得に応じてかかります。
- 被爆者健康手帳をお持ちのかたも、保険料はかかります。
- 年度途中で被保険者となった場合、その月から月割りで算定します。



6 所得の少ないかたなどの保険料軽減(平成25年度の場合)

所得の少ないかたなどは、次のような場合に保険料が軽減されます。

■ 均等割額(44,600円)の軽減

	同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得金額	軽減割合	軽減後の額
33	万円以下の場合	8.5割	6,600円
	うち被保険者全員が年金収入のみで、かつ80万円以下の世帯	9割	4,400円
33	万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の場合	5割	22,300円
33	万円+(35万円×被保険者数)以下の場合	2割	35,600円

■所得割額の軽減

所得が91万円(年金収入の場合211万円)以下のかた	所得割額が5割軽減

■ 被扶養者であったかたの軽減

この制度に加入する前日まで会社などの健康保険(国民健康保険は除く)の被扶養者だったかたは、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割減額され、年間保険料が4,400円となります。

- ※ 均等割額の軽減を受けられるか否かを判定する所得は、所得割額を計算するときの所得と次の点が異なります。
 - ・65歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)の年金受給者は、年金所得から15万円が控除されます。
 - ・土地・家屋等の譲渡所得は、特別控除前の金額で計算されます。
 - ・事業所得は、専従者控除(専従者給与)を差し引く前の金額で計算されます。
- ※ 世帯主または被保険者で次の①~③に該当するかたは、毎年、「後期高齢者医療簡易申告書」 を提出し、申告してください。申告がない場合は、上記の保険料軽減を受けられない場合 がありますのでご注意ください。
 - ① 確定申告または住民税を申告していないかた
 - ② 控除対象配偶者や被扶養者のかた
 - ③ 非課税となる収入(遺族年金・障害年金・被爆者健康管理手当など)のみを受給しているかた

7 保険料の納め方

原則として年金からの天引きとなります。

ただし、年度途中で被保険者となったかたは、一定期間、年金からの天引きにはなりません。

■ **年金から天引きされるかた(「特別徴収」**といいます。)

・対象者:介護保険料が天引きされている年金の**年額が18万円以上**のかたで、介護保険料と

当保険料額の合計額が年金受給額の2分の1を超えないかた。

・納め方:年6回の年金支給の際、受給額から天引きします。

仮	徴	収	本	徴	収
4月	6月	8月	10月	12月	2月
定された額を (前々年の所得 また、前年	学で算定) 度から引き続き 月の保険料額と	特別徴収のか	●確定した年間 引いた額を3回 (前年の所得で算		

<口座振替によるお支払いに切り替えることができます>

保険料を「特別徴収」によりお支払いいただいているかたは、<u>申出により</u>「口座振替」によるお支払いに変更できます。

- 保険料総額は、特別徴収・口座振替いずれのお支払い方法でも変わりません。
- 口座振替によるお支払いに変更した場合、**口座振替名義人のかたが所得税や住民税の申 告の際に社会保険料控除を受けられます**。
- ※ ご希望のかたは金融機関へ口座振替を申込のうえ、別途、市役所への申出書の提出が必要です。(申出書の提出がないと特別徴収が優先されます。)

■ 納付書で納めるかた(「普通徴収」といいます。)

対象者:①特別徴収の対象とならなかったかた。

②年度途中で被保険者となったかた。

・納め方:7月から翌年3月まで9期に分けて納めることになります。

平成24年度からコンビニエンスストアでもお支払いが可能となりました。

納付書の大きさ・形が変更されていますのでご注意ください。

- ※特別徴収のかたでも、所得の変更などにより保険料額が変更となったときは、年度途中から普通徴収へ変更となる場合があります。
- ※国民健康保険に加入されていたかたは、国保税は75歳到達月の前月までの課税となっていますので、重複して保険料を納めていただくということはありません。
- ※国民健康保険税を口座振替にされていたかたも、<u>制度加入後、後期高齢者医療保険料の口座振</u>替を希望される場合は、改めて口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

■ 保険料の払い戻し(還付)について

死亡、転出などによる資格喪失や所得の変更により保険料が変更となり、納めすぎが発生した場合は保険料を還付します。還付が発生した場合は、必要書類をお送りします。

■保険料を滞納すると

納入期限を過ぎると、まず督促状をお送りします。滞納が続くと有効期限の短い保険証(短期被保険者証)になる場合もあり、特別な理由も無く滞納すると差押などの処分を受けることがあります。納付が困難である場合は、長崎市収納課(電話 829-1130)までお早めにご相談ください。納付忘れにならないために、便利で、確実な口座振替をご利用ください。

8 1年に1回健康診査を受けましょう

生活習慣病を早期に発見するために4月から翌年3月までの期間に、無料で1回健康診査を受けられます。検査内容:問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

受診方法:希望する医療機関に予約し、保険証を持参のうえ受診してください。

- *下記の実施機関以外にも、地区で実施されている集団健診や原爆健診での同時実施も可能です。
- *がん検診と同時に受診できる場合があります。詳細は広報ながさき4月号折込の『検診特集号』をご覧ください。
- *お口いきいき健康支援(口腔ケア)も歯医者さんで無料受診できます。申し込み(平成25年12月20日期限)や実施歯科 医院については、広域連合または後期高齢者医療室までお問い合わせください。

平成25年度後期高齢者医療健康診査 個別医療機関(50音順)

医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名
	822-1590) 片淵1	岩永医院	845-8666	平和	あ行		
	849-1233	平和	岩永クリニック	862-3211	旭	あいウーマンズクリニック	818-5318	五島
桑原医院	892-8500	布巻	岩永内科医院	837-0380	矢上	あおぞら内科クリニック	829-2100	元船
	857-3533	葉山1	浦クリニック	824-2339	桶屋	赤澤内科クリニック	845-3000	千歳
	850-6000	京泊3	浦野外科医院	856-2970		赤司消化器クリニック	827-2161	桜
			浦山クリニック	826-2759		赤司内科消化器科医院		若葉
	846-5101		エキサイ会病院	824-0610			871-5492	
			NTT病院	828-9777			836-0222	茂木
			恵美須町病院				893-6000	
			江良医院	844-0415			856-2255	
古賀内科循環器科医院							857-2055	
			おおいしクリニック	893-0229			845-5314	
			大浦診療所	821-1367			832-2277	浜
			大久保医院	823-5996			894-8800	
				830-2131			823-8575	
さ行				895-7888			860-3800	
		新地		825-0092			828-3770	
				827-1222			861-1375	
	833-1977		おおの整形外科	857-9933			826-9083	
			大場内科消化器科医院			杏クリニック婦人科・内科・産科		
	833-0001			879-2222		飯田内科小児科医院		
	814-8480			839-0180			898-2300	
	823-2365			849-6565			865-1232	
			奥平外科医院	861-5050			892-0127	為石
				822-5355			822-7792	
			おくの内科クリニック				822-1946	
	845-3171			827-2116			813-3933	
	821-1214		小田循環器内科	822-8010			849-2282	住吉
	855-1084		落内科医院	824-2066			838-2256	宿
	848-8246		おにつか内科・消化器科				856-8353	
				822-1847			844-1079	花丘
	822-5620		か行				822-0670	樺島
	813-1234			823-3555			844-0065	
新里クリニック城山台				827-2216			849-3115	
杉田レディースクリニック			上戸町病院	879-0705			847-5955	
すぎやま内科クリニック							847-0018	
						伊藤デンタルクリニック		
							856-6010	
			かわはら内科循環器科			糸柳ブレストクリニック		
				839-8739		いなさ内科・胃腸クリニック		
せとぐち外科クリニック			北里外科・肛門科クリニック				844-5018	
た行		/ 1/11-15	木下内科医院	822-9266			843-3777	宝
ダイヤランドまつざきクリニック		ダイヤランバン		822-2964			839-1646	
	884-1875			842-4500			822-1438	
	850-7070			813-0005			824-2075	
たかお内科クリニック							850-6815	
				821-9618			828-5556	
回步区队	1727	八八六	※ 一 区 沙	021 3010			020 0000	

平成25年度後期高齢者医療健康診査 個別医療機関(50音順)

医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名
	845-5883						电记 896-2048	
松本循環器科内科医院				821-1182			814-0296	橋□
まわたり内科医院	822-0101		西田内科胃腸科医院		油屋	高原中央病院	821-1212	諏訪
	850-1122		西谷クリニック	884-3822		たかひら内科循環器科		大浦
	839-5100		ニュー琴海病院	885-2016		田上病院	826-8186	
三島内科医院	878-2121	上戸2	野田消化器クリニック	826-9252	浜	髙村内科医院	822-4332	万屋
みつ嶋内科クリニック	865-1340	福田本	のぼる内科クリニック	843-1110	中園	たがわ内科	843-8002	浜口
Mittelたじま内科・消化器科				893-1100	野母	たくま医院	871-3478	深堀3
三菱長崎病院	828-4823		は行		,		844-1977	中園
みどりクリニック	844-7191		はざま神経内科・内科医院		中川1	竹下内科医院	847-0707	
南長崎クリニック				855-3911		武田内科医院	846-9230	住吉
三原台病院	846-8585			843-1666			845-4155	目覚
宮川外科医院	822-5201		長谷川医院				862-6580	宝栄
宮城外科医院	827-3333		花丘診療所	848-9171		谷川放射線科胃腸科医院	844-0417	 若葉
	845-0312			0959-25-1500			879-0119	
宮崎内科医院			羽野内科					
	832-2482		馬場医院			千々岩医院	861-8318	
	846-0022		浜口小児科医院	822-3721			828-0118	馬
牟田医院	837-1301		浜崎外科医院	861-6034		中央クリニック	827-5566	賑
牟田産婦人科	823-7148			878-7122			839-2121	矢上
	823-6089					<u> </u>	824-0924	興善
	823-1822		林医院	861-6048		土山内科クリニック	824-5313	銅座
	846-8356	若草	はやしだ内科	879-2520	新戸2	つつみ内科クリニック	862-7161	富士見
元永内科クリニック	838-7337	田中	はらかわ内科クリニック	870-5512	扇	つのだ医院	839-7022	つつじが丘1
	837-1255			878-3535		釣船医院	839-9993	
	842-7660		原田医院	844-0594		つるた医院	861-2221	花園
	823-1768		原田内科医院	847-2329	宝	出口外科医院	824-7890	大浦
諸熊医院	827-6114		晴海台クリニック	892-1191		出島病院	822-2323	出島
諸熊内科医院	846-3535		日浦病院			哲翁内科医院	846-5563	
や行	040 3333		東町医院	839-9291	東	東望大久保医院	839-8811	
矢上藤尾大坪外科胃腸科	814-0000	矢上		823-1956		来至八人体区院 飛永内科医院	846-8271	
安井内科	865-5858			860-7777		国永小児科医院 国永小児科医院	838-6060	
安中外科・脳神経外科医院						朝長医院		
				845-6175 861-1212			885-2722	長浦
	839-8284					な行	061 6760	C+7774
	822-0251			878-7727			861-6769	
	818-1333			855-4611		中川外科医院	856-3320	
山崎医院	841-0010		深堀内科医院			中口内科医院	823-6334	弥生_
							857-3000	
							871-1515	
			福田ゆたか外科医院			長崎市医師会医療センター診療所		栄
	836-1116						822-3251	
山田内科	845-0791	岩川	藤樹整形外科	822-1155	伊勢	長崎市立病院成人病センター	861-1111	淵
	823-6769	幸	藤瀬クリニック	865-6611			850-2822	京泊3
山元内科	860-0061	柳谷	藤田外科医院				824-1101	興善
							822-3151	油屋
湯屋内科医院	871-5166		古市外科胃腸科医院					
横瀬医院	845-3121					長崎みどり病院	833-1350	
横田医院						長崎友愛病院	892-0630	
横田医院			星野内科呼吸器科クリニック			中島医院	865-0123	
吉雄医院			堀内形成整形外科医院			中嶋クリニック	843-4545	
吉田医院				838-2066		中島内科	856-1672	
	824-3303		本田内科医院ま行		十王	中西内科	820-2350	
吉弘医院					+ =			
吉見内科胃腸科	841-8441			856-2800		中村小児科	842-2972	
ヨゼフクリニック	814-0212			801-5288		中村内科医院	832-5511	
	856-2311					中村内科クリニック	864-1234	
わ行			まさき内科呼吸器クリニック			中山クリニック	843-6881	
	839-2051		まつお医院			なきり内科医院	847-4883	
わたベクリニック	827-6811	一元船	松尾内科医院	825-0211			894-8891	
				811-0222	-	鳴見台山中クリニック		
			松元クリニック	811-1035	新地	にいみ整形外科医院	849-5991	小江原4

9 こんなときの手続きは

No.	こんなとき	届出に必要なもの					
1	一定の障がいのある65歳以上75歳未満のかたが 制度に加入するとき	・現在加入している医療の保険証・印かん ・国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、 障害年金証書、障害者手帳(精神)など					
2	県外から転入してきたとき	・前年中の収入が分かる書類 ・負担区分等証明書・印かん					
3	市外へ転出するとき	・保険証 ※ 県外転出の際は印かんも必要					
4	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書・印かん					
5	生活保護を受けるようになったとき	・保険証・保護開始決定通知書・印かん					
6	保険証をなくしたとき (再交付)	・身分証明書(市民カード、介護保険証など)・印かん※代理人の時は代理人の身分証明書も必要					
7	死亡したとき ※葬儀を行ったかたに葬祭費(2万円)が支給され	・保険証・葬祭を行った証明(会葬御礼等)・葬 ます。 祭を行った人の預金通帳と印かん					
8	高額療養費支給申請	・保険証・支給対象者名義の預金通帳・印かん					
9	療養費支給申請(補装具) 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代 支払ったとき、自己負担分を除いた額が支給され						
10	限度額適用・標準負担額減額認定申請	・保険証(老齢福祉年金受給者は年金証書) ・印かん					
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)の認定証を持ってい が入院日数90日を超え再申請する場合						
11	特定疾病認定申請	・保険証・特定疾病認定意見書・印かん					
12	送付先を変更したいとき(長期入院などによる)	・保険証※代理人の時は代理人の身分証明書も必要					
13	交通事故に遭って保険証を使用したとき	直接、後期高齢者医療室までお問合せください。					
	1~12の手続き場所 後期高齢者医療室(市役所本館2階)/行政センター/支所/地区事務所						

[※]給付の手続きで、被保険者のかた本人が死亡している場合は、上記の手続きのほかに別途、ご家族から誓約書をいただく場合があります。

10 その他 こんなときも広域連合から給付が受けられます!!

- ①旅行先で保険証の提示をせず病院窓口で医療費を全額負担したとき。
- ② 医師の指示で、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送(他に手段がない離島でのヘリコプターによる移送など)に費用がかかったとき。
- ③ 保険診療外のはり、きゅうの施術を受けたとき。
- ④ 在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき。

= お問い合わせはこちらへ=

長崎市後期高齢者医療室(☎095-829-1139) 長崎県後期高齢者医療広域連合(☎095-816-3930)

信じない!! 誘導されない!! 操作しない!!

多発する還付金詐欺にご注意を!!

医療費などの還付があると偽り、電話で誘導したATMで預金通帳やキャッシュカードから指定口座に現金を振り込ませるという悪質な手口で、実害もすでに発生しています。 不審に感じたら、まずは一旦、電話を切ってから後期高齢者医療室までご連絡ください。